

西之表市監査委員公表 第 16 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査〔工事監査〕を実施したので、  
同条第 9 項の規定により監査の結果について別紙のとおり公表する。

令和 8 年 6 月 23 日

西之表市監査委員 日高 研一

西之表市監査委員 田添 辰郎

# 定期監査〔工事監査〕の結果に関する報告書

## 1 監査の基準

この監査は、西之表市監査基準に基づいて実施した。

## 2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査（定期監査）

## 3 監査の対象

### （1）書類監査

令和7年10月1日から令和8年3月31日までに完成した全ての工事  
企画課、市民生活課、経済観光課、農林水産課、建設課、教育総務課、社会教育課、  
水道課

### （2）実地監査（抽出）

令和7年10月1日から令和8年3月31日までに完成した全ての工事から抽出した工事

|       |                                                        |
|-------|--------------------------------------------------------|
| 企画課   | ・看護学校サテライト教室改修工事                                       |
| 経済観光課 | ・令和7年度市街地公衆トイレ新築工事                                     |
| 建設課   | ・令和6年度立山港休憩所改修工事（繰越）                                   |
| 教育総務課 | ・令和6年度種子島中学校渡り廊下改築工事（繰越）<br>・種子島中学校グラウンド改修整備工事（令和7年度分） |
| 社会教育課 | ・西之表市営グラウンド管理棟改築工事（令和7年度分）                             |

## 4 監査の着眼点

主として合规性の観点から、その施工が予算の目的に従い設計どおり適正に行われているかなどに着目し、併せて、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して実施した。

## 5 監査の主な実施内容

本市監査基準によりあらかじめ提出を求めた所定の監査調書に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合、実査、確認を行い、現地で関係職員から説明を聴取するなどの方法によって実施した。

## 6 監査の実施場所及び日程

### （1）実施場所

監査委員室（実地監査については施工場所）

### （2）実施日程

|      |                          |
|------|--------------------------|
| 書類監査 | 令和8年5月1日（金）～令和8年6月23日（火） |
| 実地監査 | 令和8年5月18日（月）             |

## 7 監査の結果

令和7年度下期対象工事について、所定の監査調書と関係諸帳票及び証拠書類との照合等を行うとともに、実地監査を実施した結果、おおむね適正に執行されていると認めた。